

平成19年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画

改正内容対照表

改正前	改正後
<p>三 公共事業継続箇所評価について</p> <p>2 継続箇所評価の対象</p> <p>(1)継続評価  <u>県が継続して実施している5億円以上の公共事業(国庫補助事業及び県単独事業)で着手から2年経過又は継続箇所評価を実施した日から3年経過した事業箇所及び増額が3割以上の事業箇所を対象として実施する。ただし、次号に該当する事業箇所を除く</u></p> <p>一 災害復旧事業及び関連する事業箇所                  二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所                  三 当年度に再評価を予定している事業箇所</p> <p>(2)再評価</p> <p><u>農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁並びに国土交通省が所管する国庫補助事業(管理事業を除く。)、県実施の次のア～オ号に該当する事業箇所を対象とする。</u></p> <p>ア 農林水産省生産局及び農林振興局所管事業                  一 <u>採択後5年経過(6年目)及び再評価後5年経過(6年目)した事業箇所</u></p> <p>イ 林野庁所管事業                  一 <u>採択後5年経過(6年目)及び再評価後10年経過(11年目)した事業箇所</u></p> <p>ウ 水産庁所管事業                  一 <u>採択後5年経過(6年目)及び再評価後5年経過(6年目)した事業箇所</u>                  二 <u>海岸事業で、採択後5年間未着工(6年目)及び10年間継続(11年目)の事業箇所</u></p> <p>エ 国土交通省所管事業                  一 <u>採択後5年間未着工(5年目)及び10年間継続(10年目)の事業箇所</u>                  二 <u>採択前の準備・計画段階で5年経過(5年目)した事業箇所</u>                  三 <u>再評価実施後5年(下水道事業にあっては10年)経過(5、10年目)した事業箇所</u></p> <p>オ <u>前各号のほか、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要が生じた事業箇所</u></p>	<p>三 公共事業継続箇所評価について</p> <p>2 継続箇所評価の対象</p> <p>県が継続して実施している農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁、並びに国土交通省が所管する国庫補助事業及び5億円以上の県単独事業で、次のア～オ号に該当する事業箇所を対象とする。</p> <p>また、増額が3割以上の事業箇所及び社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要が生じた箇所は、ア～オ各号の評価サイクルに関わらず事象が生じた年度に評価対象とする。</p> <p>さらに、継続箇所評価3年経過時(3年目)には、評価基準点の確認を行うものとし(以降、3年目サイクル毎)委員会報告事項とする。評価基準点が、前回評価と比較し5点以上増減した箇所は継続箇所評価対象とする。</p> <p>ア 農林水産省生産局及び農林振興局所管事業                  一 <u>採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後5年経過(6年目)した事業箇所</u></p> <p>イ 林野庁所管事業                  一 <u>採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後10年経過(11年目)した事業箇所</u></p> <p>ウ 水産庁所管事業                  一 <u>採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後5年経過(6年目)した事業箇所</u>                  二 <u>海岸事業で、10年間継続(11年目)の事業箇所</u></p> <p>エ 国土交通省所管事業                  一 <u>採択後5年間継続(5年目)の事業箇所</u>                  二 <u>採択前の準備・計画段階で5年経過(5年目)した事業箇所</u>                  三 <u>継続箇所評価実施後5年経過(5年目)した事業箇所</u></p> <p>オ 県単独事業                  一 <u>着手後5年目及び継続箇所評価後5年目の事業箇所</u></p> <p>次の一～二各号のいずれかに該当する事業箇所は評価対象から除く</p> <p>一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所                  二 道路、河川等の施設の維持修繕・管理に係る事業箇所</p>

## 【公共事業評価制度の改正について】

### < 改正イメージ >

#### 制度改正の内容

継続箇所評価の対象の改正

#### 現在の制度

- ・ 4種類の評価がある。

評価種類	対象事業種	対象事業費	対象期間	備 考	
新規箇所評価	国補助・県単独	1億円以上	事業着手前		
継続箇所評価	継続評価	国補助・県単独	5億円以上	3年ごとサイクル	平成14年に当県企画振興部が政策評価(県行政マネジメント)の観点から制度化
	再評価	国補助	なし	5年ごとサイクル	平成10年に国関係省庁が公共事業の説明責任や事業執行の観点から制度化
終了箇所評価	国補助・県単独	10億円以上	完成後2年経過		

再評価の対象期間は各省庁で違うがわかりやすいよう代表事例表示

#### 改正の「経緯」と「改正(案)」

(経緯)

- ・ 前回評価と内容変化があまりなく、変化のないものを多く審議箇所としている実態から、継続箇所サイクルを再評価と合わせ、中間年に点数確認をする。

評価種類	対象事業種	対象事業費	対象期間	備 考	
継続箇所評価	継続評価	国補助・県単独	県単独5億円以上	5年ごとサイクル	中間年で(2~3年)、1回評価基準点数の確認を行う。前回評価と5点以上の差が生じた場合のみ調書対象とする。
	再評価	国補助	全て	5年ごとサイクル	

#### 改正(案)

- ・ 継続事業の評価が制度設立背景の違いなどの理由で、2つの制度が並行して運営されている。複雑であるため以下で統一したい。

継続箇所評価	国補助・県単独	国補助全て 県単独5億円以上	5年ごとサイクル	中間年で(2~3年)、1回評価基準点数の確認を行う。前回評価と5点以上の差が生じた場合のみ調書対象とする。
--------	---------	-------------------	----------	-------------------------------------------------------

その他、現行規定の、「当初事業費から3割の増があった場合や、社会経済情勢の急激な変化あった場合は適宜評価対象」という項目は残す。

【制度改正前後のサイクル比較表(代表事例)】

農林水産部事例

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助(農林)	旧制度						再						再						再
	新制度						継箇			点数			継箇			点数			継箇
5億円以上の補助(農林)	旧制度			継		継	再				継		再			継			再
	新制度						継箇			点数			継箇			点数			継箇

従来より密な確認が可能

従来は、情勢の変化が見られないタイミングで審査を実施していた。

中間年は点数確認とし、結果を報告する。点数差が大きいものは結果報告だけではなく、調書を作成し、審査対象とする。

建設交通部事例

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助(国交)5年未着工	旧制度					再					再					再			
	新制度					継箇				点数	継箇			点数		継箇			点数
5億円以上の補助(国交)5年未着工	旧制度			継		再			継		再			継		再			継
	新制度					継箇			点数	継箇			点数		継箇			点数	継箇

県単独事業事例

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の県単	旧制度																		
	新制度																		
5億円以上の県単	旧制度			継		継			継			継			継			継	
	新制度					継箇			点数		継箇			点数		継箇			継箇

情勢の変化や工法の変更などの事情急変が生じた場合は適宜スポット評価を行う規定になっている。

地盤調査結果、工法の変更が必要。近隣に開発計画が定まる。などの変化が出た場合は、サイクルに関係なく評価対象。

【制度改正前後のサイクル比較表】

農林水産省生産局及び農村振興局所管事業

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度						再						再						再
	新制度						継筒			点数			継筒			点数			継筒
5億円以上の補助	旧制度			継		継	再			継			再			継			再
	新制度						継筒			点数			継筒			点数			継筒

林野庁所管事業

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度						再											再	
	新制度						継筒						点数					継筒	
5億円以上の補助	旧制度			継		継	再			継			継			継		再	
	新制度						継筒			点数			点数			点数		継筒	

水産庁所管事業

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度						再						再						再
	新制度						継筒			点数			継筒			点数			継筒
5億円以上の補助	旧制度			継		継	再			継			再			継			再
	新制度						継筒			点数			継筒			点数			継筒

水産庁所管事業(海岸事業5年未着工)

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度						再						再						再
	新制度						継筒			点数			継筒			点数			継筒
5億円以上の補助	旧制度			継		継	再			継			継			継		再	
	新制度						継筒			点数			点数			点数		継筒	

国土交通省所管事業(5年未着工及び準備計画段階で5年経過)

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度					再					再					再			
	新制度					継筒			点数		継筒			点数		継筒			
5億円以上の補助	旧制度			継		再			継		再			継		再			継
	新制度					継筒			点数		継筒			点数		継筒			点数

国土交通省所管事業(10年継続)

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度										再					再			
	新制度					継筒			点数		継筒			点数		継筒			点数
5億円以上の補助	旧制度			継		継			継		再			継		再			継
	新制度					継筒			点数		継筒			点数		継筒			点数

国土交通省所管事業(下水道事業5年未着工)

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度					再										再			
	新制度					継筒			点数			点数			点数	継筒			点数
5億円以上の補助	旧制度			継		再			継		継			継	再				継
	新制度					継筒			点数		継筒			点数	継筒				点数

国土交通省所管事業(下水道事業10年継続)

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の補助	旧制度										再								
	新制度					継筒			点数		継筒			点数			点数		
5億円以上の補助	旧制度			継		継			継		再			継		再			継
	新制度					継筒			点数		継筒			点数		継筒			点数

県単独事業

		着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
5億円未満の県単	旧制度																		
	新制度																		
5億円以上の県単	旧制度			継		再			継		継			継	再				継
	新制度					継筒			点数		継筒			点数	継筒				点数